

住宅取得資金の贈与に関する税制特例についてのアンケート

調査実施機関：国土交通省住宅局
調査協力：(財)住宅生産振興財団

住宅取得資金の贈与は3,500万円まで非課税になるのをご存知ですか？

今年の1月から、贈与を受ける方の選択により、贈与税・相続税を一体的に精算する「相続時精算課税制度」の適用を受けることができることとなり、その中で、親が子に住宅取得・リフォーム資金を贈与する場合の特例が創設されました。この特例は、平成17年12月31日までの贈与について適用できます。

これに関連して、国土交通省では、簡単なアンケート調査を実施しています。アンケートの調査結果は、今後の住宅に関する税制を検討していく上で、住宅取得を検討されている皆様の率直なご意見をお伺いするもので、個人の調査結果が外部に漏れることは一切ございません。

皆様のご協力を宜しくお願いいたします。



相続税

親が亡くなった時には、生前贈与した住宅取得資金を遺産額に合算して相続税額を計算しますが、この合算額が相続税の非課税枠以下(約95%のケース)であれば、相続税もかかりません。

【参考】相続税の非課税枠(全相続人合計)

基礎控除額: 5,000万円 + 法定相続人 × 1,000万円

(例: 相続人が妻と子供2人の場合、5,000万円 + 3人 × 1,000万円 = 8,000万円)

本件についての詳細は、以下のホームページをご覧ください。
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/totizeisei.pdf>



お問い合わせ先
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
(担当: 広田) 03-5253-8506

別添

Q0. アンケートをお答えになる方の年齢をお答え下さい？

アンケートをお答えになる方の年齢 () 才)

Q1. 住宅取得資金の贈与に関し、3,500万円まで贈与税が非課税となる特例ができたことをご存じでしたか？

1. 制度の内容まで含めて知っていた。
2. 聞いたことはあるが、制度の内容までは知らなかった。
3. これまでの550万円までの贈与が非課税となる特例については知っていたが、新しい特例ができたことは、このアンケートで初めて知った。
4. 住宅取得資金の贈与に特例があったことを、このアンケートで初めて知った。

Q2. 住宅を取得されるにあたって、ご両親、祖父母の方から住宅取得資金の贈与を受ける予定がありますか？

1. 住宅取得資金の贈与を受ける予定又は検討・相談中である。
2. 今後、住宅取得資金の贈与について検討又は相談したい。
3. 住宅取得資金の贈与を受けることを考えていない。

Q2. で「1.」あるいは「2.」を選択した方のみ、次の質問にお進みください。

Q3. 住宅取得資金の贈与に関し、3,500万円まで贈与税が非課税となる特例ができたことは、住宅購入の意思決定に影響を与えましたか？

1. 住宅購入の意思決定に影響を与えた。
2. 住宅購入の意思決定に影響を与えていない。
3. どちらとも言えない。

Q4. 住宅取得資金の贈与に関し、3,500万円まで贈与税が非課税となる特例ができたことは、住宅取得資金の贈与に影響を与えましたか？

1. この特例ができたことを知って、贈与を受けることにした、又は検討・相談を始めた。
2. この特例ができたことを知って、贈与を受ける額を増やした、又は検討・相談を始めた。
3. この特例ができたことを知ったので、今後住宅取得資金の贈与について検討・相談したい。
4. これまでの550万円までの贈与が非課税となる特例を使うつもりなので、この特例ができたことは、住宅取得資金の贈与にあまり影響を与えなかった。
5. この特例ができたことは、住宅取得資金の贈与にあまり影響を与えなかった。(4.を除く)

Q5. 住宅取得資金の贈与を受ける額は、どの程度を考えていますか？

住宅の購入予算額 () 万円)
うち、贈与を受けることを考えている額 () 万円)
贈与をされる方とその年齢 (父母・祖父母 () 才)

Q6. 住宅取得資金の贈与を受けた場合に、税制上の特例措置を利用することを考えていますか？

1. 今回新しくできた特例(住宅取得資金の贈与に関し3,500万円まで贈与税が非課税となる特例)を利用したい。
2. これまでの550万円までの贈与が非課税となる特例を利用したい。
3. 110万円の通常的基础控除で対応したい。
4. 現時点ではよく分からないので、今後よく検討したい。

アンケートへのご協力、ありがとうございました。

切り取り線